

社会福祉法人どっか・すっか

役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人どっか・すっか（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等についてその支給の基準を定めるとともに、評議員選任・解任委員会委員の報酬等についてその支給の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第5条の規定に基づき置かれる評議員、定款第6条の規定に基づき置かれる評議員選任・解任委員会委員、及び定款第16条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(業務の種類)

第3条 報酬を支給する役員等の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) その他理事長が必要と認める業務

(報酬の支給)

第4条 役員等が前条の業務を行う場合は、その報酬として次に定める額を支給する。

・報酬の額：3,000円（源泉徴収後の額）

- 2 役員等に対する報酬は日額報酬とし、理事会又は評議員会等の会議等への出席の都度、支給する。
- 3 同一日において、前項に定める2つ以上の会議等に出席した場合の報酬の額は、一つの会議等に出席したものとして支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額をあらかじめ控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会又は評議員会等の会議等へ出席するときは、交通費の実費を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、旅費規程により支給する。

(適用除外)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員等に対しては、報酬及び費用弁償は支給しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。